平成22年２月23日
第2157号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示

○保安林予定森林の指定通知（８１～８５・水と緑の森づくり課）……1
○指定施業要件変更予定通知（８６・水と緑の森づくり課）……3
○建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（８７・建設管理課）……4
○建築計画概要書等閲覧規程（８８・建築住宅課）……5
○証紙売りさばきの廃止の届出（８９・会計管財課）……5
○建設業の許可の取り消し（９０・鹿角地域振興局総務企画部）……5
○道路区域の変更及び供用開始（９１・由利地域振興局建設部）……6
○建設業の許可の取り消し（９２・仙北地域振興局総務企画部）……6

告　　示

秋田県告示第81号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所　　鹿角市八幡平字沢内45の20、45の22、45の23、90の14、90の15、99、字大滝頭１の83、１の88、１の90

２　指定の目的　　水源のかん養

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢内45の20・45の23・99・字大滝頭１の88・１の90（以上５筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第82号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所　　由利本荘市吉沢字丁塚１の12

２　指定の目的　　土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第83号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所　　にかほ市伊勢居地字グミノ木森２の10、２の17

２　指定の目的　　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字グミノ木森２の10・２の17（以上２筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第84号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所　　由利本荘市舘字大平７の26、８

２　指定の目的　　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平７の26・８（以上２筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第85号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所　　由利本荘市川西字滝浪沢117の４、118の24

２　指定の目的　　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝浪沢117の４（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第86号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

干害の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

公衆の保健

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第87号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の６第１項及び第21条の２第１項の規定に基づき、平成22年度に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第２項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第２項の規定による総合評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法等を次のとおり定め、公示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請等の時期及び方法

(1)　申請等の時期

対　　象	時　　期
個人及び決算期の属する月が平成21年10月から同年12月までである法人	平成22年３月18日及び同月19日
決算期の属する月が平成22年１月から同年３月までである法人	平成22年７月１日及び同月２日
決算期の属する月が平成22年４月から同年６月までである法人	平成22年９月30日及び10月１日
決算期の属する月が平成22年７月から同年９月までである法人	平成22年12月９日及び同月10日

(2)　申請等の方法

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に２の書類を持参して提出すること。

(3)　(1)の時期に申請等をすることができない者又は(2)の方法以外の方法により申請等をする必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。

２　申請等に必要な書類

(1)　申請書又は請求書

省令別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書

(2)　添付書類

ア　(1)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る省令別記様式第２号による工事経歴書（税抜）

イ　省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。)

３　手数料及びその納付方法

(1)　手数料の額

ア　経営規模等評価申請手数料の額

8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

イ　総合評定値通知請求手数料の額

400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(2)　納付方法

申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

４　経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

５　経営規模等評価に係る再審査

法第27条の28及び省令第20条第２項に規定する者は、⑴及び⑵に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

⑴　申立ての時期及び方法

ア　法第27条の28に規定する者

経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に建設交通部建設管理課に⑵の書類を持参して提出すること。

イ　省令第20条第２項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から120日以内に１⑵の地域振興局総務企画部総務経理課に⑵の書類を持参して提出すること。

⑵　申立てに必要な書類

ア　省令別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ　経営規模等評価結果通知書（省令第20条第２項の規定により申立てをする場合は写し。）

ウ　総合評定値通知書（総合評定値の通知を受けた場合に限る。省令第20条第２項の規定により申立てをする場合は写し。）

エ　省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（省令第20条第２項の規定により申立てをする場合で、再審査前の総合評定値の通知を受けた場合に限る。）

オ　異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類（法第27条の28の規定により申立てをする場合に限る。）

⑶　再審査の結果の通知

省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書（再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）の郵送により通知する。

６　問い合わせ先

秋田市山王四丁目１番１号

秋田県建設交通部建設管理課建設業班（電話018―860―2425）

秋田県告示第八十八号

建築計画概要書等閲覧規程（平成十七年秋田県告示第千二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月二十三日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

第一条中「及び全体計画概要書」を「、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書」に改める。

秋田県告示第89号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名（事務所の所在地及び名称）

能代市若松町３番18号　　鈴　木　昌　二

秋田県告示第90号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日

平成22年２月12日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社ヨシダ化成工業

鹿角郡小坂町荒谷字手紙沢58番地２
代表取締役　吉　田　信　男
秋田県知事許可（般－19）第14055号
３　処分の内容
管工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業許可の取り消し
４　処分の原因となった事実
平成22年２月12日付けで管工事業及び機械器具設置工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。
平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般国道	旧	108号	由利本荘市山本字下野87番２から66番６まで	11.0～38.8	0.188
	新	108号	〃	16.6～38.8	0.188

２　道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　由利地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成22年２月23日から同年３月８日まで

秋田県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。
平成22年２月23日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日
平成22年２月15日
２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高徳建設
大仙市花館柳町６－23
代表取締役　高　橋　日　出　男
秋田県知事許可（般－18）第12812号
３　処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
４　処分の原因となった事実
平成22年２月15日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号